

# 【新型コロナウイルスに感染者の葬儀について】

## 1、はじめに

私たちが行う葬儀とは、亡くなった方を極楽浄土へ間違いなく導く為に行うものです。また葬儀は、遺族にとっては故人の往生を願うと共に、別離の悲しみや不安などを癒やす役割をも担っています。更には、故人と縁のある人々にとっては告別の場でもあります。それは、今回の新型コロナウイルス感染者の場合でも同じ事です

新型コロナウイルスについては、厚生労働省の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」やHPの「新型コロナウイルスに関するQ&A」の中においても

**地域の葬送文化や国民の宗教感情等にも十分配慮することが望ましい。そのため、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要がある。**

と繰り返し示されています。

新型コロナウイルスが世界的に流行する今日、私たち浄土宗僧侶は、この時に当たって何ができるのか、どのように対処していったら良いのか、まとめておきたいと思います。

## 2、感染死亡者の葬儀についての現況

浄土宗で示されたガイドラインにあるように、東京地域では殆どの場合、遺族は火葬の立ち会いもできず、取骨もできないまま、ご遺骨が引き渡されることになるようです。

先日亡くなられた志村けん氏の死亡報道において、新型ウイルスで亡くなられた場合には直ぐに火葬され、遺族がお別れも出来なかったという現実が報道されました。

今回の新型コロナウイルス感染死亡者の葬儀の運びは、自治体や地域、または葬儀社によって異なります。

遺体は非透過性納体袋に入れられた後、

1. すぐに火葬して、後に遺骨を遺族に引き渡す
2. 葬儀を受け入れ可能
3. 制約があるが葬儀を受け入れ可能

等、対処の方法が異なっています。火葬に立ち会えるか否かも対応が異なっています。

●京都の葬儀社の対応について直接確認をしました。（3月末の時点の回答）

【セレマ】

非透過性納体袋に収め消毒、納棺の後、遺族と相談して直接火葬か葬儀かを定める。ただし、セレマの会館使用は断るとのこと、遺体の移送は防護服を着用する。

【公益社】

非透過性納体袋（バイオハザード対応）に収め消毒、納棺の後、遺族と相談して直接火葬か葬儀かを定める。十分な注意のもと公益社は会館でも受け入れる。

●神戸市のように、故人の顔を見て葬儀ができるようにと、遺族の意向に添える対応をとる自治体もあるようです。・・・資料①参照

どの地域においても葬儀社の対応の可否、風評被害への不安、濃厚接触者である家族への対応、そして葬儀における感染拡大等の心配などから拒否する事例もあるようです。

### 3、新型コロナウイルスによる死亡者の扱い方の基本知識

今回の新型コロナウイルスによる死亡者について、厚生労働省はHPに「新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）」として対応を記載しています。

- ① 遺体の扱いは24時間以内でも火葬が可能、但し必須ではない。
- ② 感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、通常の葬儀の実施など、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱をする必要がある。
- ③ 遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封することが望ましいです。
- ④ 遺体を非透過性納体袋に収容・密封後に、納体袋の表面を消毒してください。遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態での火葬するよう努めてください。
- ⑤ 遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えありません。遺体の搬送においては手袋着用する事。
- ⑥ 火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触することを希望する場合には、遺族等に手袋等の着用をお願いしてください。
- ⑦ 手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施してください。

(2020.4.15/3.31/2.)

つまり厚生労働省は②で示されているように、新型コロナウイルスで亡くなった方への通常の葬儀などは遺族の意向等を尊重するとしています。

ただし、感染拡大を防止するために、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する人に対しては、

- ア. 必ず手袋を着用し、血液・体液・分泌物（汗を除く。）・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）を使用してください。
- イ. 継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用し、血液・体液・分泌物（汗を除く。）・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）を使用してください。衣服への汚染を避けるため、ディスポーザブルの長袖ガウンの着用が望ましいです。

と十分な注意が必要とも述べているところです。

つまり通常の葬儀は可能ですが、その為にも十分な注意が重要とされているのです。

このように遺族の意向により葬儀もお別れも可能としながら、一方では遺族との対面も出来ずに火葬となってしまうという事例があります。

その違いはどこから生じてくるのでしょうか。

それは「新型コロナウイルスに関するQ&A」の②の「**感染防止対策上の支障等がない場合**」の受け取り方において対応が異なるからです。

しかし同⑤に

**遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えありません。**

とあるように非透過性納体袋が密封されている限り、特別な感染防止策は不要としています。更に同⑥には、手袋などの着用を求めつつも遺族が火葬前に遺体に直接接触れることを認めているのです。

そしてもう一つ理解しておかなくてはならないのは「感染死亡の方は直接火葬しなくてはいけない」というのは誤解であることです。24時間以内に火葬しなければならないのは、法律で第一類感染症の方（エボラ出血熱など）の場合であって、今回の新型コロナウイルスはそれには該当しないことです。

（一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて(通知)〔墓地、埋葬等に関する法律〕平成27年9月24日)(/健感発0924第1号/健衛発0924第1号/)

## 4、私たち僧侶の感染死亡者への理解と対応

このような現状や新型コロナウイルスの遺体に対しての認識を踏まえた上で葬儀に当たらなくてはなりません。

私たち僧侶は、

1. できる限り遺族の意向等を尊重した葬儀を実施する必要がある
2. 非透過性納体袋が消毒密封されている限り、特別の感染防止策に対し過度の対応は必要としない（ただし感染拡大防止のためにマスクの着用、手の消毒などの心がけは必要）
3. 故人及び遺族や関係者への敬意をできる限りはらう

を念頭におきながら常に自治体、保健所、葬儀社などの対応などの情報を知っておく必要があります。また今後の様々な感染症などの非常事態に対応するために、各教区ごとにそれをまとめておく必要があります。

これらのことを私達は十分に理解した上で、更にこれらの内容を、遺族や関係者、更に医療従事者や葬儀関係者にも正しく伝える役目を担っています。ただし刻々と変化する状況の推移によっては、現在通常の葬儀が可能な地域においても、やむなく直ぐに火葬となるかもしれません。

今 私たちにできる対応については、次の通りです。

（マスク着用、手の消毒、換気、そして三密にならないことは必須である）

## I、火葬前に葬儀の実施が出来る場合

※葬儀関係者が感染防止対策に対処できている場合

### 【枕経】

遺体は非透過性納体袋に収められているので、袋の上から、或いはお棺の上から剃度作法などを行います。

### 【通夜・葬儀】

通常と同じように行います。ただし式終了後の法話をする場合には短く行うように配慮します。

本堂で行う場合には、式終了後、関係者が使用されたところの消毒は必須です。（会館の場合には業者がされます。）

### 【火葬前のお別れ】

直接接触などを行うのは、出来るだけ避けた方が好ましいでしょう。距離を置いた場所からお念仏を届ける形でお別れしていただく配慮も出来ます。

### 【中陰】

感染予防のため、マスク着用、手洗いは勿論のこと。茶菓も不要の上、少人数で行う。または感染の予防のために一カ所に集まることが出来ない場合には、僧侶が寺院で行う時間とあわせて、遺族には自宅で故人を想いお念仏いただけるように願います。

## II、直接火葬となってしまう場合

※自治体が直接火葬すべきとしている場合

※感染者が多くなり対応ができない場合

※葬儀関係者が感染防止対策に不安がある場合

地域によっては感染拡大のリスクの高まりによって、葬儀の前に火葬を求められる場合があります。この場合には私達に出来ることは以下の通りです。

### 【枕経】

ア. 立ち会える場合、納棺の上から枕経の作法を行います。

イ. それが無理な場合には、火葬に立ち会い、回向をします。

ウ. それも出来ない場合には、遺族と共に故人の顔を思い浮かべて、十念を称える。そして火葬の後に、骨箱に向かい枕経を行う。

【通夜・葬儀】 火葬の後、通夜・葬儀を行う事になります。

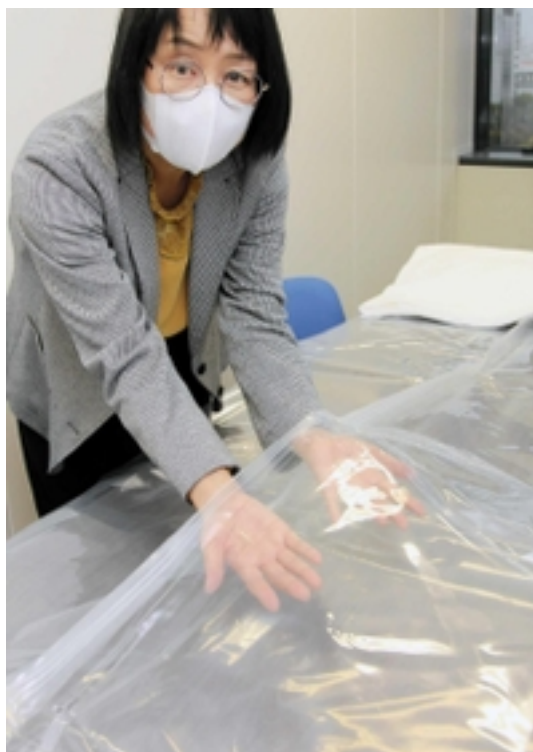
いわゆる骨葬、つまりお骨を安置して行います。

※この方法は従来から地域によっては行われていて、特別なことでないことを理解しておく。

### 【中陰】

上記の場合と同じ。

## 資料① 神戸市で非透過性納体袋 (2020/4/4 06:00神戸新聞NEXT)



「新型コロナウイルスの感染拡大で兵庫県内でも10人以上の死者が出る中、神戸市が遺体を包む透明の「納体袋（のうたいぶくろ）」を用意したことが3日、分かった。通常は自治体を用意するものではないが、今回感染防止策の一環として発注した。同袋は、遺体が外から見えないよう白色などを使うのが一般的だが、収容しさえすれば故人の顔を見て葬儀を行うことが可能になるため、あえて透明のものにしたという。（霍見真一郎）」

厚生労働省は1月下旬、感染者の遺体には移動制限がかかることを各自治体に通知。通常は禁じられている24時間以内の火葬を許可している。ただし必須ではない。同省は「非透過性納体袋に収納、密封されている限りは特別な感染防止策は不要で、遺体搬送を遺族らが行うことも差し支えない」とする。

同市によると、「非透過性」の意味は、「中が見えない」ではなく、「血液や鼻水などの体液が漏れない」という趣旨。感染者の死亡が確認された病院で、防護服を着た医療従事者が同袋に収め、その表面を消毒すれば、通常の遺体と同じ扱いができるという。

葬儀会社の中には風評被害を心配する声もあるが、市は「この袋に入れれば葬儀場の消毒は必要ない」とし、参列者が棺おけに花を入れるのも可能とする。

神戸市では3日正午現在、死者は出ていないが、国内で死者が確認された頃から透明の納体袋を検討。これまで2度にわたって発注をかけた。市内数力所の病院から要望を受け、すでに配布しているという。

市の担当者は「感染者の治療と感染拡大防止に全力を尽くす。ただ万一死者が出たときを見据え、敬遠する葬儀会社も多い中、遺族の意向に沿う対応ができるよう準備している」と話している。

<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202004/0013246205.shtml>